



保健福祉課 住民生活課 からののお知らせ

本庁 介護チーム TEL 0994-22-3043
 福祉チーム TEL 0994-22-3042
 保険衛生チーム TEL 0994-22-3041
 支所 民生チーム TEL 0994-25-2511

■ 24年度からの介護保険料の基準額が4,800円（月額）になりました。

第1号被保険者(65歳以上)の保険料は3年ごとに見直されます。24年度から26年度までの介護サービス費用の見込みをもとに定められました。今期は介護受給者の自然増加や介護従事者処遇改善臨時特例交付金による第4期保険料の軽減効果、介護報酬の増額改定などにより、保険料の大幅な上昇が見込まれたため、財政安定化基金からの交付金や介護保険基金を取り崩し、保険料上昇の抑制に充てた結果、今回の基準額(4,800円)となりました。この基準額をもとに所得に応じて保険料の区分が決まります。詳しい内容については、介護チーム・民生チームへお問い合わせください。

■ 後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療では、医療費などの支出が年々増えていること等に伴い、平成24・25年度の保険料率を、表のとおり改定いたします。詳しい内容については、保険衛生チーム・民生チームへお問い合わせください。

【後期高齢者医療保険料率の改定内容】

内 訳	変更前	変更後（平成24・25年度）
均 等 割 額	45,900円	48,500円
所 得 割 率	8.63%	9.05%
年間負担限度額	50万円	55万円

■ 「平成24年全国戦没者追悼式」参列遺族の募集

- 【日 時】 平成24年8月15日（水）
 【場 所】 日本武道館（東京都千代田区）
 【対 象 者】 ①戦没者の配偶者及び三親等内の遺族 ②一般戦災死没者の配偶者及び三親等内の遺族
 【申込期間】 平成24年5月1日（火）～5月31日（木）
 【申込・問い合わせ先】 福祉チーム又は民生チームへお問い合わせください。



住民税務課 住民生活課 からののお知らせ

本庁 税務チーム TEL 0994-22-3037
 支所 税務チーム TEL 0994-25-2511

■ 軽自動車税減免の申請は4月24日までに！

● 減免の対象となる軽自動車等

- 1 軽自動車等の所有者（納税義務者）及び台数等
- 2 軽自動車等の使用目的

軽自動車等の所有者（納税義務者）

障がい者本人（ただし、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の場合はその方と生計を一にする方を含みます。）

減免の対象となる台数

障がい者お一人につき1台（すでに、普通自動車の減免を受けている場合は減免されません。）

※ 車検証の車体の形状欄に『車いす移動車』等と記載されているものも減免の対象となります。

障がい者本人が運転する場合

障がい者本人が使用するもの。

障がい者と生計を一にする方が運転する場合

障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用するもの。

障がい者を常時介護する方が運転する場合

障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用するもの。

● 申請に必要なもの

- ① 自動車検査証
- ② 運転する方の免許証
- ③ 印鑑
- ④ 軽自動車税納付書
- ⑤ 手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・戦傷病者手帳）

※ 障がい等の区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、税務チームへお問い合わせください。